

# 広島県広島港地方港湾審議会議事録

## 1 日時

令和7年11月18日（火） 13:30～14:10

## 2 場所

広島県庁北館4階 第3委員会室（WEB併用）  
(広島県広島市中区基町10-52)

## 3 出席委員

広島大学 IDEC国際連携機構教授（WEB）	藤 原 章 正
広島大学大学院先進理工系科学研究科教授	陸 田 秀 実
広島経済大学経済学部教授	野 北 晴 子
広島工業大学工学部環境土木工学科准教授	今 川 朱 美
広島市漁業協同組合代表理事組合長	米 田 輝 隆
広島県倉庫協会会长（代理）	濱 崎 智 美
広島県内航海運組合理事長（代理）	柳 井 裕 志
広島県旅客船協会副会長	内 堀 達 也
全日本海員組合中四国地方支部長	除 補 修
広島県議会議員	中 本 隆 志
広島県議会議員	沖 井 純
広島県議会議員	宮 崎 康 則
広島市議会議員（副議長）	碓 氷 芳 雄
広島市議会議員（建設委員長）	西 佐 古 晋 平
中国財務局長（代理）	岡 秀 明
神戸税関広島税関支署長	角 野 裕 之
広島検疫所長（WEB）	徳 本 史 郎
神戸植物防疫所広島支所長	草 刈 良 樹
広島海上保安部長（広島港長）（代理）	兒 島 誠 二 郎
中国地方整備局長（代理）	赤 城 尚 宏
広島県土木建築局空港港湾担当部長	新 村 貴 史
広島市副市長	戸 田 祐 二
広島市都市整備局長	中 西 賢 也
廿日市市長（代理）	池 下 由 晃
海田町長（代理・WEB）	超 善 寺 崇
坂町長（代理・WEB）	小 田 嘉 幸

委員30名中26名出席（代理出席8名含む）

## 4 議題

広島港港湾計画の変更（軽易な変更）について

## 5 担当部署

広島県土木建築局港湾漁港整備課 港湾計画グループ  
電話 082-513-4025

## 6 会議の内容

- (1) 開会
- (2) 港湾管理者挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事

会 長

お手元の議案書にございますように、本日の議案は、坂地区において港湾計画の変更を行うということでございます。

後ほど事務局からご説明があると思いますが、皆様方、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議会は、委員 30 名中 26 名の委員が出席されておりますので、広島県広島港地方港湾審議会条例第 7 条の規定によりまして、この審議会は有効に成立してございます。

議事に入ります。

議案は「広島港港湾計画の変更（案）について」でございます。

本件は、お手元に諮問書の写しがございますけれども、令和 7 年 8 月 19 日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございます。

内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

今回の広島港の港湾計画の変更（案）につきましては、資料 7 により、スクリーンでご説明させていただきます。

また、併せて、広島港における取扱貨物量等の概況や機能強化の取組についても説明させていただきます。

お手元にも資料をお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

まず、広島港における取扱貨物量等の概況や機能強化の取組についてご説明いたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

こちらは、現在の広島港の定期コンテナ航路を示した図でございます。

中国・東南アジア航路につきましては、既存の中国航路 8 便のうち、NBOS の 1 便がベトナムのハイフォンまで延伸されたことにより、中国・東南アジア航路に改編され、10 月から運航開始されているところです。

広島港においては、東南アジアへの航路が 7 年ぶりに復活したこととなります。

これにより、現在は、中国航路が週 7 便、中国・東南アジア航路が週 1 便、韓国航

路が週 7 便、台湾・香港航路が隔週 1 便で運航されております。

併せて、神戸への国際フィーダー航路も週 8 便で運航されており、神戸、韓国、台湾、中国などを中継して世界各国へ輸送することが可能でございます。

3 ページをご覧ください。

広島港の外貿コンテナ取扱貨物量の動向についてでございます。

2024 年の取扱量につきましては、約 27 万 4 千 TEU となっており、前年から若干の減となっております。

4 ページをご覧ください。

広島港の取扱貨物量の動向についてでございます。

2024 年につきましては、1,163 万フレート・トンとなっております。

5 ページをご覧ください。

広島港のクルーズ客船の入港実績でございます。

2024 年のクルーズ客船寄港回数は 62 回と、過去最高を更新いたしました。

2025 年も昨年を上回る数の寄港予定となっております。

6 ページをご覧ください。

ここからは、広島港の機能強化に係る取組についてご説明いたします。

広島港におきましては、「物流・産業」と「人流・賑わい」と「安全・安心」の 3 つの視点から、「瀬戸内海をけん引するグローバルゲート広島港」を目指すこととし、その実現に向け、平成 31 年 3 月に港湾計画を改訂しているところでございます。

次のページから、港湾施設の整備を中心に、取組状況等についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

出島地区の国際海上コンテナターミナル整備事業と臨海土地造成事業でございます。

国際海上コンテナターミナル整備事業につきましては、コンテナ船の大型化に対応するため、岸壁の延伸等を行い、ターミナル機能の強化を図ることを目的に、事業を推進しております。

現在の整備状況といたしましては、国の直轄事業により岸壁の 150m 延伸工事を行つております、県においてもガントリークレーン 1 基を整備中でございます。

ガントリークレーンを含めた岸壁の延伸工事については、国と連携して、令和 8 年度

までの完成を目指に進めているところでございます。

また、岸壁等の整備に合わせて、背後の臨港道路の整備につきましても、現在設計に着手しており、埋立地内の沈下が収束し、雨水管や污水管を地中に埋設した後に道路工事に着手することとなるため、令和9年度以降の完成を見込んでいるところでございます。

臨海土地造成事業につきましては、北側の水色ハッチの物流用地を令和6年度にマツダ株式会社に分譲いたしまして、現在、物流施設が建設されているところでございます。

造成中の区間においても、早期完成に向け、土砂の受け入れ及び地盤改良を行っているところでございます。

8ページをご覧ください。

次に、宇品地区の埠頭再編改良事業でございます。

宇品外貿第3・第4岸壁において、自動車専用船の大型化及び大規模地震に対応した岸壁や埠頭用地を整備し、産業の国際競争力強化、安全・安心への対応を図るものでございます。

こちらは、国の直轄事業により岸壁の耐震工事を行っており、令和12年度の完成を目標として進めているところでございます。

また、当該地区内の港湾関連用地のうち、第1岸壁背後の緑色ハッチの箇所においては、今年度新たに、港湾事業者が使用許可を受け、テント倉庫の建設を行っているところでございます。

9ページをご覧ください。

次に、廿日市・五日市地区の臨港道路廿日市草津線4車線化事業でございます。

広島西部都市圏の交通渋滞緩和や港湾関連物流の需要増大に伴う物流効率化などを図るため、廿日市草津線の4車線化の第Ⅱ期整備を実施しております。

左下の写真にありますとおり、昨年7月に橋桁を架設いたしまして、現在は、残りの工事である橋梁舗装や高欄の設置、照明施設の設置など、令和7年度末の供用に向けて工事を進めております。

10ページをご覧ください。

五日市地区の臨海土地造成事業でございます。

五日市地区への企業立地の促進を図るため、土地造成と道路や下水道などのインフラ整備を行い、令和6年度に完成したところでございます。

分譲区画におきましては、カルビー株式会社の「せとうち広島工場」が1月に操業を開始し、4月に竣工式が行われております。

これに伴い、広島港で取り扱われるリーファーコンテナの総量も増えることが見込まれるため、出島地区のコンテナターミナルにおいては、今年の9月にリーファーコンテナの電源プラグを増設し、港湾施設利用者のための機能強化を図っているところでございます。

また、南側の約1万m<sup>2</sup>の小規模区画につきましては、公募を行いまして、8月に「あゆみ産業株式会社」と仮契約を締結したところでございます。

11ページをご覧ください。

江波地区の臨港道路整備事業と海岸保全施設整備事業でございます。

民間事業者と連携して、遊休地を活用し、港湾物流機能を有する新たな大規模産業用地の確保を図る事業となります。

臨港道路につきましては、赤色の実線部分が整備済みであります、令和7年度は破線部分の未整備区間について、引き続き整備を進めているところでございます。

海岸保全施設整備事業につきましても、右下の写真にあるとおり、②の位置から南側の方向に順次整備を進めております。

12ページをご覧ください。

宇品地区の観光振興事業でございます。

宇品旅客ターミナルについて、安全で快適な利用環境となるよう、ボーディングブリッジや無料Wi-Fi、トイレの洋式化等の整備を行っているところでございます。

令和7年度につきましては、宇品旅客ターミナルの外壁補修を行っております。

13ページをご覧ください。

宇品地区のクルーズターミナル整備事業でございます。

こちらは、国際交流人口を拡大し、地域の活性化、クルーズ船受入環境の充実を図るため、岸壁の延伸及びクルーズターミナル等の整備を実施し、令和6年3月から供用を開始いたしました。

今年1月には移動式連絡通路を整備し、クルーズ客船の受入環境の向上を図っているところでございます。

14ページをご覧ください。

五日市地区の港湾緑地整備事業でございます。

五日市地区の緑地予定地において、多くの人がレクリエーションやスポーツを楽しめ、憩い触れ合うことを目的とした賑わい空間を整備するものでございます。

緑地の整備に当たりまして、賑わいのある緑地を目指すため、有識者や関係団体等から構成する検討会を設置し、地元意見などを踏まえながら、土地利用に関する基本方針や将来イメージ、沈下収束までの暫定利用などについて検討し、令和6年10月に緑地の整備利用計画を取りまとめたところでございます。

令和7年度からは、右側の暫定施設のうち、多目的グラウンドの整備を行っております。

15ページをご覧ください。

ここからは、「その他の取組」についてご説明いたします。

まず、施設の適切な維持管理についてです。

適切な維持管理として、施設分類ごとに点検頻度、点検内容を定め、定期的に点検を実施しております。

また、点検による判定結果や施設の利用状況、緊急性等を踏まえ、優先度を決定し、維持修繕を実施しているところでございます。

16ページをご覧ください。

広島港におけるカーボンニュートラルポート (CNP) 形成に向けた取組についてでございます。

令和6年2月に広島港港湾脱炭素化推進協議会を設立し、3回の協議会を経て、令和7年4月に広島港港湾脱炭素化推進計画を策定いたしました。

本計画では、「国際競争力の高いコンテナ物流拠点の形成と地域のカーボンニュートラル実現」に貢献することを取組方針としており、2050年に「広島港におけるCO2排出量実質0トン/年」、「低・脱炭素型荷役機械導入率100%」を目標としております。

今後、定期的に協議会を開催いたしまして、広島港港湾脱炭素化推進計画を推進してまいります。

17ページをご覧ください。

放置艇対策についてです。

放置艇対策につきましては、広島港の港湾計画においても、放置されたプレジャーボートの規制区域を指定していることについて記載しているところでございます。

公有水面におけるプレジャーボートの係留保管の適正化に向けては、係留保管施設の整備をするとともに、放置等禁止区域の指定を行う取組を行っているところですが、これに加え、既存ストックを活用した小型船舶用泊地の指定を行い、保管能力を向上させるなど、放置艇対策を推進しております。

また、令和5年度からは、全てのプレジャーボートの保管場所の届出を義務付けしております、今年4月からは小型船舶用泊地の使用料徴収を開始しており、その使用料を所有者不明船の廃船処理費用等に充てることにより、放置艇の解消を推進してまいります。

18ページをご覧ください。

続きまして、本日ご審議いただく広島港港湾計画の変更（案）につきましてご説明いたします。

はじめに、港湾計画の定義などについて、簡単に説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

港湾計画につきましては、港湾法の規定により、港湾管理者が港湾計画を策定や変更しようとするときは、地方港湾審議会に意見を聴くこととなっております。

また、港湾計画で定める事項については、港湾法施行令にて規定されており、「港湾開発などの方針」、「取扱貨物量などの能力」、「港湾施設の規模及び配置」、「環境の整備及び保全」、「港湾の効率的な運営に関する事項」などに関する事項について定めることとなっております。

20ページをご覧ください。

港湾計画の変更につきましては、変更の内容により、計画を全面的に見直す「改訂」と、部分的に見直す「一部変更」、変更の規模が小さい「軽易な変更」の3種類があります。

本日ご説明いたします変更（案）につきましては、港湾法施行規則の規定により、変更の規模が小さい「軽易な変更」に該当いたします。

軽易な変更の場合は、本審議会の答申を受けた後、国土交通大臣へ港湾計画を送付するとともに公示することとなっております。

21ページをご覧ください。

それでは、変更（案）につきましてご説明させていただきます。

今回の変更は、坂地区において、「土地造成計画」と「土地利用計画」の2つの事項を変更するものでございます。

22ページをご覧ください。

この度の変更内容でございます。

坂地区の背後に位置する一般国道31号において、中国地方整備局により、道路拡幅が計画されておりますが、写真にもあります一部海域に面する区間においては、陸側にJR呉線が通っており、陸域に拡幅のための道路用地を確保することが困難であることから、埋め立てによる土地利用の必要が生じたところでございます。

のことから、港湾計画において、土地造成計画と土地利用計画に、交通機能用地を追加するものでございます。

23ページをご覧ください。

こちらの上の図は、道路を上から見た平面図でございます。

茶色のハッチ部分が現道でございます。

また、下の図は、道路を輪切りにした断面図でございます。

左側の茶色で旗揚げしている範囲が現道、真ん中に赤色で旗揚げしている範囲が埋め立てを行う範囲となります。

この度の埋立計画においては、「埋立部」と「橋梁部」がございまして、上の平面図の赤色ハッチが「埋立部」、青色ハッチが「橋梁部」となっております。

港湾計画上の土地造成計画については、「埋立部」のみの面積を対象に、計画へ位置付けいたします。

また、土地利用計画については、「埋立部」と「橋梁部」を合わせた面積を対象に、計画に位置付けるものでございます。

24ページをご覧ください。

土地造成計画の変更に係る港湾計画変更（案）でございます。

左に既定計画、右に今回計画を示しております、「橋梁部」を除く「埋立部」の面積を対象とし、交通機能用地0.2haを追加するものでございます。

25ページをご覧ください。

続けて、土地利用計画の変更に係る港湾計画変更（案）でございます。

先ほどと同じく、左に既定計画、右に今回計画を示しております、「埋立部」に「橋

	梁部」を合わせた面積を対象とし、交通機能用地 0.3 ha を追加するものでございます。
	26 ページをご覧ください。
	以上の説明いたしました変更内容を、お配りしております資料 5 の港湾計画書 (案) に、計画書の記載方法に従って記述しております。
	以上で港湾計画の変更 (案) についてのご説明を終わります。
	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会 長	事務局から説明のありました港湾計画の変更 (案) につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。
	ございませんか。それでは、藤原のほうから 1 つだけ確認させていただきます。
	今回の計画 (案) につきましては、特に大きな問題がないように思いますけれども、この道路の拡幅により、漁業とか環境面での影響は何かございますか。
事 務 局	今回の埋め立てにより消滅する海域の生物等は、瀬戸内海の沿岸部でよく見られる種となっております。
	また、埋め立てによる周辺海域の潮流に与える影響等も少なく、水質への影響も少ないと考えております。
会 長	委員の方々で、そのほかにご質問、ご意見等ございませんか。
委 員	この道路はいつ頃完成予定でしょうか。
事 務 局	中国地方整備局の工事となっておりますが、完成時期は未定と伺っております。
委 員	もう 1 つ確認させてください。
	計画では坂 3 号防波堤と坂 4 号防波堤を撤去ということになっておりますけれども、この資料の 22 ページの写真を見ると防波堤に船がいくつか泊まっているように見えますけれども、この辺の船はどうなるのでしょうか。
事 務 局	今回の一般国道 31 号の拡幅におきましては、拡幅に係る部分につきまして、坂 4 号防波堤の一部が撤去されて、埋め立てが行われる計画となっております。
	なお、港湾計画の既定計画におきまして、坂 3 号防波堤及び坂 4 号防波堤は将来的に撤去する計画としておりまして、どちらかへ移動をお願いする計画となっております。
会 長	その他にご質問等いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、ただいまより答申案の取りまとめに入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、諮問された広島港港湾計画の変更につきまして、原案どおり適当と認める答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がないようでございますので、原案を適当と認めるとの答申をすることといたします。

答申案につきましては、事務局において作成し、私が確認した上で知事に答申することとしたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議を終了することといたします。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局 ありがとうございました。

ご審議いただきました港湾計画の変更につきましては、港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付するとともに、県報に公告する予定としております。

これをもちまして、広島県広島港地方港湾審議会の全日程を終了させていただきます。

閉会 14:10

## 7 会議の資料一覧

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 配席図
- (4) 諮問書の写し
- (5) 広島港港湾計画書（案）
- (6) 参考法令
- (7) 広島港地方港湾審議会資料